

藤沢市行政改革等特別委員会の設置について

本市議会は、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応した質の高い行政サービスを提供するとともに、簡素で効率的かつ民主的な市政の実現を推進するため、次のとおり特別委員会を設置する。

平成 2 4 年 5 月 2 1 日提出

議会議員	高	橋	八	一		
	同	柳	沢	潤	次	
	同	井	上	裕	介	
	同	諏	訪	間	春	雄
	同	柳	田	秀	憲	
	同	東	木	久	代	
	同	宮	戸		光	
	同	大	野	美	紀	

- 1 本市議会に定数12人をもって構成する「藤沢市行政改革等特別委員会」を設置する。
- 2 この特別委員会は、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応した質の高い行政サービスを提供するとともに、簡素で効率的かつ民主的な市政の実現を推進するための本市の対策について調査・審査する。
- 3 この特別委員会は、議会閉会中も調査・審査を行うことができることとし、議会において調査・審査の終了を議決するまで存続する。